



議会だより



かわち

第 66 号 2022.5.15 発行



Contents

- 正副議長就任あいさつ…… P2
- 第 1 回河内町議会定例会… P3
- 一般質問…………… P7

写真：かわち夢楽
展望デッキテラスより

正副議長就任あつちひ



議長
牧山 龍雄

この度、令和4年第1回定例会

会におきまして、議員各位のご推挙により、議長に就任いたしました。改めまして、その職責の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。議長として、公正かつ円滑な議会運営に取り組んでまいれる所存です。

議会は、創意工夫と努力を積み重ねるとともに、二元代表制のもと行政に対する監視機能をしつかりと果たし、政策立案能力を高め積極的に情報発信して町民の皆さまの負託に応え、信頼される町議会として全力で取り組みんでまいります。

現在、町民への新型コロナウイルス

イルスワクチン接種率は高い状況にありますが、感染再拡大の不安もつきまとい、依然として町民生活、経済活動などに大きな影響を与えております。町としても万全な対策に努めなければなりません。

また、今年度は国から「過疎地域」の指定を受け、目標等を定めた計画を策定することとなります。その計画を実施するにあたり国から有利な財政措置を受けられることがありますが、様々な課題に対し対応、かつ的確な施策が実現できるよう議会と執行機関との真摯な議論を進めていかなければなりません。

町民の皆さまにおかれましては、どうぞ今後とも河内町議会に対し、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。就任のご挨拶いたします。



副議長
諸岡 周示

令和4年第1回定例会におきまして、

議員各位のご推挙をいただき、副議長という要職に就かせていただきましたことは、誠に身に余る光栄でありましたとともに、その使命と職責の重大さを感じているところでございます。

人口減少や防災対策など、本町を取り巻く環境は厳しさを増しております。町民の安全・安心を確保するとともに、より良い暮らしを送ることができるよう、牧山議長のもと、町民の皆さまのご意見に耳を傾け、町議会として役割を十分に果たせるよう全力で取り組みんでまいります。

今後とも皆さま方の温かいご支援とお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げます。就任のご挨拶いたします。

議会議員構成

令和4年第1回定例会において、各常任委員会、議会運営委員会が次のとおり改選されました。

総務経済常任委員会

- ◎ 星野 初英
- 服部 隆
- 宮本 秀樹
- 大野 佳美
- 諸岡 周示

教育厚生常任委員会

- ◎ 高橋 稔
- 高橋 利彰
- 牧山 龍雄
- 佐川 洋司
- 山本 豊

議会運営委員会

- ◎ 宮本 秀樹
- 星野 初英
- 大野 佳美
- 服部 隆
- 高橋 稔

◎委員長 ○副委員長



令和4年

第1回河内町議会定例会

3月9日から3月16日までの8日間の会期で開かれた定例会において、提出された条例制定及び改正等12件、補正予算・新年度予算について審議されました。
その結果についてお知らせします。

◆ 議案の内容と結果 ◆

		審議結果 (賛成:反対)
議案第1号	河内町産業観光交流拠点施設の設置及び管理等に関する条例の制定について	原案可決 (9:0)
	河内町産業観光交流拠点施設の設置に伴い、当該施設の管理運営に関して本条例を制定するもの	
議案第2号	河内町課設置条例等の一部を改正する条例	原案可決 (9:0)
	住民サービスの向上と事務事業の効率化を図るため、河内町課設置条例等の一部を改正するもの	
議案第3号	河内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 (9:0)
	令和3年8月の人事院勧告等を踏まえ、関係法令等が閣議決定されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの	
議案第4号	河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 (9:0)
	令和3年8月の人事院勧告を踏まえた一般職の給与改定に伴う特別職の給与改定及びつつみ会館運営審議委員会委員の報酬を改めるため、本条例の一部を改正するもの	
議案第5号	河内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 (9:0)
	令和3年8月の人事院勧告を踏まえ、関係法律等が閣議決定されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの	
議案第6号	河内町税条例の一部を改正する条例	原案可決 (9:0)
	固定資産税の納期前納付に対する報奨金制度について、本制度を廃止するため、本条例の一部を改正するもの	
議案第7号	河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決 (9:0)
	令和4年度から国民健康保険税の賦課方式及び税率を改めるため、本条例の一部を改正するもの	



議案第 8 号	稲敷市，稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会規約の読点の表記を改める規約の制定について	原案可決 (9：0)
	稲敷市，稲敷郡町村及び一部事務組合公平委員会規約の読点の表記を改めるため、議会の議決を求めるもの	
議案第 9 号	令和3年度河内町一般会計補正予算（第7号）	原案可決 (9：0)
	歳入歳出予算の総額から 159,668 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5,200,097 千円とするもの	
議案第 10 号	令和3年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決 (9：0)
	歳入歳出予算の総額に 200,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,364,991 千円とするもの	
議案第 11 号	令和3年度河内町介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決 (9：0)
	歳入歳出予算の総額に 29,766 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,293,612 千円とするもの	
議案第 12 号	令和3年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決 (9：0)
	歳入歳出予算の総額から 11,843 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 342,666 千円とするもの	
議案第 20 号	公の施設に係る指定管理者の指定について	原案可決 (9：0)
	河内町産業観光交流拠点施設に係る指定管理者をまちづくり河内株式会社に指定するにあたり、議会の議決を求めるもの	
議案第 21 号	町有財産（旧長竿小学校）無償貸付の変更契約について	原案可決 (9：0)
	平成 28 年 8 月 8 日議決議案第 3 号町有財産（旧長竿小学校）の無償貸付について、変更契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの	
議案第 22 号	訴えの提起について	原案可決 (9：0)
	町が管理する土地に構築物や土砂を設置し、不法に占有している者に対する構築物等妨害排除請求について、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めるもの	
議案第 23 号	旧みずほ小学校体育館及びプール解体工事請負契約について	原案可決 (9：0)
	令和 4 年 2 月 25 日に一般競争入札に付した工事について、請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの	

※議長は可否同数のとき以外は表決に加わりません。



予算審査特別委員会 審査報告

去る、3月9日開会されました令和4年第1回河内町議会定例会におきまして、予算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の結果をご報告いたします。

議案第13号	令和4年度河内町一般会計予算
議案第14号	令和4年度河内町国民健康保険特別会計予算
議案第15号	令和4年度河内町介護保険特別会計予算
議案第16号	令和4年度河内町介護サービス事業特別会計予算
議案第17号	令和4年度河内町後期高齢者医療特別会計予算
議案第18号	令和4年度河内町下水道事業特別会計予算
議案第19号	令和4年度河内町下水道事業会計予算

以上、7議案について、3月9日、10日の2日間にわたり全委員出席のもと委員会を開催し、各担当課長の出席を求め慎重に審査をいたしました結果、付託された案件はすべて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等について十分に意を用いられ業務の執行に当たられるよう申し上げ、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。



令和4年3月16日

予算審査特別委員会委員長

星野 初英

令和4年度予算を可決

会 計 名		令和4年度予算額	前年度増減率(%)
一 般 会 計		51億 23万円	12.5
特 別 会 計	国民健康保険	11億 3,666万円	-2.3
	介護保険	12億 953万円	0.9
	介護サービス事業	1,107万円	16.1
	後期高齢者医療	1億 3,044万円	0.3
	下水道事業	3億 3,106万円	-2.4
水 道 事 業 会 計	収益的収入	2億 8,554万円	4.3
	収益的支出	2億 8,554万円	4.3
	資本的収入	0円	0.0
	資本的支出	8,336万円	-3.7



令和4年度

予算審査特別委員会

質疑

3月9日、10日の2日間で開催された委員会での質疑を一部紹介します。

Q 町内の消火栓の新設及び修繕等については町が負担しているのか。

A 新設については、町が8割補助で残り2割は各小隊の負担です。修繕については、全額町負担です。なお、可搬ポンプについては町負担となります。

Q 過疎債についてどれくらいの金額を見込んでいるのか。

A 5年間で総額20億円程度と考えています。認定ごとも園に12億円程度の過疎債充当を予定しています。また、公民館等の公共施設等への充当も検討しています。

Q ふるさと寄付の返礼品等について。

A 提供している会社は7社あり、返礼品の申し込みが多い順に、米の割合が44%、肉が30%です。

Q 葬祭費について。

A 国保では毎年30人分（1人5万円）の150万円を計上しており、足りなければ補正で対応します。また、後期高齢者（75歳以上の方と65歳以上で障害認定を受けた方）には、後期高齢者医療広域連合から5万円の葬祭費が支給されます。

Q 稲敷地域の小児救急医療輪番制及び病院群輪番制と、休日診療の違いは。

A 稲敷地域の病院が、輪番制方式により休日夜間の救急搬送に対応できる医療体制をとっている。救急車に限らず個人で行くことも可能。一方、休日診療は医師会で実施している当番制の診療で休日の日中のみ行なっています。

Q 農業用機械導入支援補助金について。

A 新規事業であり、対象者は認定農業者、認定新規就農者、人農地プランに位置付けられた中心経営体となり、補助率は10分の3、上限を50万円としており、3ヶ年事業として実施予定です。ただし、国・県の補助事業の採択を受けた者は、3年を経過し、目標を達成したものが対象となる予定です。

Q 居宅介護サービス計画給付費とどのようなサービスか。1件当たりいくら位かかるのか。

A 介護サービスを利用する際のケアマネジャーのケアプランの作成料で1件当たり約1万円です。1件は1か月分であり毎月請求があります。年間で1人あたり約12万円です。ただし、計画作成以外にも医療機関との連絡調整や必要なサービスの検討、課題の把握など多様な役割を担ってもらっています。

令和3年度

町村自治功労者表彰式

3月30日、町村議会議員（20年以上在籍）として多年にわたり地方自治の振興発展に寄与した功績に対し、茨城県町村議会議長会会長から福智正之元議員に表彰状が贈られました。



一般質問

令和4年第1回定例会において、1名の議員が町政について質問しました。要旨をまとめたものです。詳しくはホームページをご覧ください。



諸岡 周示
議員

農業者支援について

議員 担い手確保を含めた今後の農業者に補助金制度の拡充をしてほしいが、補助申請すれば誰でも受けられるのか、担い手が従事する面積や年齢、取組内容は関係するのか。

経済課長

担い手の確保の状況は、2020年農林業センサスの農業従事者数、5年前の726人から617人へと109人減、割合として約15%減少

耐用年数相当の期間、営農を続ける意思を確認する。補助割合及び補助金の額は、農業用機械等の導入に係る補助対象経費の10分の3以内、50万円を限度、運搬用トラックやフォークリフトなどの汎用性が高く農業の用途以外にも使用できる機械は対象外。

事業を進めるに当たり、事業採択の要件に係る経営面積の拡大や販売金額の増加、経営コストの縮減などの目標を達成する仕組みも取り入れ、担い手の確保、育成とともに、農作業の効率化や生産性の向上にもつながる効果的な支援事業にしていきたい。

議員 世界情勢が不安定の中で燃料や肥料が高騰し、昨年から米が1万円を切り今後の継続には不安があるが、勉強会などの開催や新規に取り組む人等へ何か支援はできないか。

町長

人・農地プランの法定化の策定までに今後3年間の準備期間を要し、いろいろな問題を解決するため、町として今後どのような支援策が行えるかを考えなくてはならない。新しく就農する方、若手の担い手の育成をどう支援していくか、勉強会等を開催し、農業委員会、JA、土地改良、中間管理機構等も交えながら協議、問題提起をしていただき、町でできる支援策を見出していきたい。その中でも大事なことは、情報共有、市場調査、先進地の視察等、次のステップに進めるためにやっていく。

稲作の集積化、AIを含めた機械化がどんどん進み、米以外の農作物、ブランド化も含めた様々な取組を、農家の皆さんが自立して食べていくように進めていきたい。補助金には限度があるため、やはり創意工夫もしていただきたい。メガファーム育成事業で、100ヘクタールの集積化を達成されたが、農業が生き残るためにも、国や県からの支援を受けて集積、AIの機械導入も進め、モデル事業も参考にしていきたい。県の支援や様々な団体、町の経済課



も含め、どうしてもしたら農業が生き残っていきけるかを早急に考え、皆様にもいろいろな情報を出していただきながら、先の見える農業の支援をしていきたい。

庁舎機能とその改善について

議員 庁舎内の職場環境は、非常に悪いと感じている。今まで行った改善策、これからの改善はどうか考えているのか。

総務課長

役場本庁舎は昭和44年に建築され、既に50年以上が経過している。施設管理の問題として行政事務の執務スペースや共用の会議室等も不足し、設備等の老朽化が進み、修繕費や光熱費等の維持管理費の負担も大きい。役場本庁舎は平成23年に耐震補強工事を行ったが、今後発生が想定される茨城県南部のプレート境界地震や首都直下地震等、町の災害対策本部を設置して防災拠点としての機能が十分に発揮できるかが懸念さ

れる。

町はこれまで新型コロナウイルスの感染拡大防止対策及び職員の福利厚生等の観点から、役場本庁舎の2階会議室等が利用されていない時間帯に職員の仕事や休憩スペースとして開放するなど、少しでも有効活用に取り組んでいる。令和4年4月、役場本庁舎内の旧空調室を事務室として改修し第2分庁舎の企画財政課が移転、役場本庁舎北側にあるNA茨城地域相談センターが、既存のかわち直販センターを改修して町産業観光交流拠点として整備を進めている施設内へ移転予定。その空きスペースを職員の休憩室や住民の方等との相談室、業務の打合せ等に活用することを検討中。



議員 過去に行われた新庁舎検討庁内会議、ワーキンググループでは、どのような検討をしたか。新庁舎建設になると大きな財政負担が伴ったため、外部の有識者等も含めた新庁舎検討委員会を早期に設置したらどうか。

総務課長

町は現在の手狭で老朽化した役場本庁舎の現状を踏まえ、課題を整理し、新庁舎整備を含めた総合的な検討を行うために、平成30年度に課長等の管理職員により構成される新庁舎検討庁内会議を設置し、管理職員から若手職員までの幅広い年齢層の職員の見取り入れた検討を行っている。

管理職員による新庁舎検討庁内会議及び若手職員によるワーキンググループでは、それぞれの視点から新庁舎整備について、将来のまちづくりの拠点となり、行政サービスの向上や利用者の利便性、防災拠点等の複合的な役割を担うものとして総合的に、新庁舎庁内会議等の検討では、職員福利厚生施設等の必要性についての意見も出た。

町は新庁舎検討庁内会議の検討結果を踏まえて、外部の有識者等も踏まえた町新庁舎検討委員会の設置を予定していたが、認定こども園の統合実施に向けた事業等の検討を先行することとなり、現時点では新庁舎整備に係る具体的な事業計画等は作成されていない。

町長

平成31年4月作成の新庁舎検討庁内会議意見案は、現状での課題、新庁舎の規模、事業費、建設の位置、財源から検討している。今後さらに整理をし、令和4年度中に外部の有識者も含めた検討委員会を立ち上げて協議していただきたい。

50年以上経過している建物で、住民サービスを行う上でも非常に不便なこともあり、水害や地震、大規模な災害時に機能不全等に陥らないためにも早急に計画立案することが大事。住民への意識調査、アンケート等も参考にしながら理解度を少しずつ深めていくことは大事であり、令和4年度中には前進させていきたい。



過疎指定について

議員 町は4月から過疎地域指定になることで交付税措置が受けられるようになるが、国に提出する事業計画、これからのまちづくりに対しての見解を伺いたい。

町長

過疎対策事業債は市町村計画に基づき行う事業であり、その財源を基に特別に発行が認められた地方債で充当率100%。その元利償還金の70%を普通交付税に算入されます。令和4年度は5,200億円の予算規模で、全国の過疎地域へ財源が配られる。

町では、各課で必要とされる事業内容を精査、検討し、企画財政課と調整しながら方向性をきちんと説明し、優先順位を決めて必要とされる施設等から進めていきたい。令和4年度は、新設の認定こども園の建設に財源充当し、その後、旧直販センターの解体、建設工事等も進めてま

いりたい。町道の整備事業、公民館の老朽化に伴う新築や建て替え、農業振興、6次化、担い手の問題、企業誘致、雇用対策、様々な分野で該当するものを5年計画で皆様の声を十分に聞きながら必要なものから進めたいが、この過疎債を使って何でもできるわけではないため、どうしても必要なものをできることからやっていきたい。貴重な財源であり、より有効的に進めることを皆様にも御理解いただきたい。



議会報告会開催のお知らせ

日時 令和4年7月3日（日）午後2時から

場所 農村環境改善センター 多目的ホール

内容

- ①議会のしくみ等について
- ②常任委員会からの報告
- ③予算審査特別委員会からの報告
- ④町民の皆さんとの意見交換

申込 不要

（※ご質問がある場合は、事前に議会事務局までお知らせいただくと幸いです。）

河内町議会では、議会活動に関する情報を公開するとともに、町民に対する説明責任を果たし、町民の意見を議会活動に反映させるため、このたび、初めての議会報告会を開催します。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、開催を見合わせる場合もあります。



議会を傍聴してみませんか



議会はどなたでも傍聴することができます。
 定例会は原則、3月・6月・9月・12月に開催されます。
 詳しくは、議会事務局までお問合せ下さい。
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、役場庁舎1階ロビー
 または2階会議室のモニターでの傍聴となる場合がございます。
 ☎ 0297-84-2111 内線 201

この議会だよりは、会議で行われた内容を要約してお知らせしております。詳しくは、町のホームページにある河内町議会より会議録をご覧ください。また、議会に関するその他の情報もご覧いただけます。
 URL <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/gikai/index.html>
 なお、議会会議録は、公共施設（役場、福祉センター、農村環境改善センター、つつみ会館）にもありますのでご覧ください。

◆ 議長及び議員の主な動向 ◆

令和4年2月から令和4年4月

*** 2月 ***	
14日	稲敷地方広域市町村圏事務組合定例会 龍ヶ崎地方衛生組合全員協議会
15日	茨城県日中友好協会新春交流会
17日	議員研修会 議会全員懇談会
18日	龍ヶ崎地方塵芥処理組合定例会
22日	予算内示会 議会運営委員会
25日	例月出納検査 龍ヶ崎地方衛生組合定例会

*** 3月 ***	
9日	第1回定例会開会 予算審査特別委員会 議会全員懇談会
10日	予算審査特別委員会
16日	第1回定例会閉会
25日	例月出納検査

30日	町村自治功労者表彰式
-----	------------

*** 4月 ***	
17日	産業観光交流拠点施設「かわち夢楽」オープニングセレモニー 消防団新入団員任命書交付式
20日	議員研修会 議会運営委員会
22日	市町村長・市町村議会議長会議
26日	議会運営委員会 広報委員会 例月出納検査
28日	小中学校再活用審議委員会 スポーツ協会総会

※ほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、公務が中止、延期もしくは開催規模が縮小されました。

